

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2927号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

夏
天
(長野県上高地)



もくじ

随	情	情	情	情	政	活
想	報	報	報	報	策	動

「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が開催―藤原会長はじめ本会役員が出席―……………(2)

地理的表示保護制度について……………農林水産省 食料産業局 新事業創出課……………(4)

平成二十六年年度 公有物件災害共済事業の概要報告……………一般財団法人全国自治協会……………(7)

平成二十六年年度 町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告……………全国町村職員生活協同組合……………(9)

新任都道府県町村会長の略歴……………(11)

町村Navi……………(13)

町村ご当地キャラじまん……………(14)

やっぱり、田舎はいいぞ……………(15)

埼玉県美里町長 原田 信次……………(15)

コラム

地図「日本とその周辺」

法政大学名誉教授

岡崎 昌之

国土地理院の地図に300万分の1「日本とその周辺」がある。見開きの新聞紙を一回り大きくした縦長のサイズで、右上の北方4島から左下の与那国島までが、紙面の対角線上にすっぽりと納まっている。よくある市販の日本全国図では、北海道から九州までを少しでも詳細に見せるため、奄美から琉球弧に至る南西諸島が切り取られ、紙面の片隅に押しやられて列島全体を俯瞰することができない。

この地図で、北方4島から八重山列島の端まで、物差しで測ると1メートルを少し超える。300万分の1なので、その距離は3千キロメートルを超えるということだ。正確には最北端の択捉島から最西端の与那国島までは3,249キロメートルらしい(「日本全国」昭文社2014年)。

ミシユランといえばレストランなどの格付けガイドで有名だが、もともとはタイヤメーカーなので、さまざまなドライブ用の地図を発行している。その一つに同じ300万分の1のヨーロッパ全図がある。広げると新聞見開き2枚分を越える。

「日本とその周辺」で測った1メートルの物差しを、このヨーロッパ全図に当てはめてみ

る。分かりますように、ヨーロッパ大陸西端のポルトガルの首都リスボンに一端を置くと1メートル先はスウェーデンの首都ストックホルムを越える。調べてみるとリスボンとストックホルムの飛行距離は2,970キロメートルである。これを飛ぶ飛行機は、ポルトガル、スペイン、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、デンマーク、スウェーデンの8カ国の上空を通過する。

毎年新しい講義がスタートするとき、黒板にこの二つの地図を張り出し、日本列島の3,000キロがいかにか大きな空間であるかを説いてきた。九州から南に連なる南西諸島は小さい島嶼群で、とるに足らないと思われるかもしれないが、そこには13市46町村が存在し、海洋環境の把握、領海管理という点でも重要な役割を果たしている。

狭い日本、小さな国土といった日本の国土に対する先入観を排し、集落ごとに長い歴史を有する日本の国土には、ヨーロッパ8カ国にも匹敵するほどの多様な歴史、文化が凝縮している。それを将来に向けて、十分に活かすことが本来の地方創生に繋がる。

写真キャプション

上高地は穂高連峰、焼岳、六百山、長堀山などの高山に囲まれた盆地であり、その景観と学術上の価値から特別名勝及び特別天然記念物に指定されている。この季節、岳沢湿原から六百山を眺望すると、新緑、枯木と湧水が織りなす幻想的な行まいを堪能できる。

「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が開催

— 藤原会長はじめ本会役員が出席 — 全国町村会



「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が7月8日、首相官邸で開催され、藤原会長（長野県町村会長・川上村長）及び副会長11名が出席した。

懇談会には安倍総理大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、石破地方創生担当大臣等が出席。本会からは、藤原会長、古口会長代行副会長（栃木県町村会長・茂木町長）、谷口会長代行副会長（三重県町村会長・大紀町長）、白石



会長代行副会長（愛媛県町村会長・松前町長）、棚野副会長（北海道町村会長・白糠町長）、加藤副会長（福島県町村会長・新地町長）、岩田副会長（千葉県町村会長・東庄町長）、杉本副会長（石川県町長会長・中能登町長）、小出副会長（和歌山県町村会長・上富田町長）、河島副会長（岡山県町村会長・久米南町長）、一瀬副会長（長崎県町村会長・波佐見町長）、荒木副会長（熊本県町村会長・嘉島町長）が出席した。



活 動



▲会議冒頭に挨拶を行う藤原会長（右）
中央は白石副会長、左は加藤副会長

懇談会では、はじめに安倍総理大臣から、「今年は『地方創生元年』であり、地方創生を深化させることで、全国津々浦々にアベノミクスの効果を波及させ、国民一人一人が豊かさを実感できるよう取り組んでいる。先月末、『まち・ひと・しごと創生基本方針2015』を策定し、意欲ある地方の創意工夫を全力で応援するため、来年度『新型交付金』を創設する等の支援策を決定、今年度中に地方自治体が策定する『地方版総合戦略』の実施を強力に支援していく。地方の声に徹底して耳を傾けるのが安倍内閣の基本姿勢であり、昨年度、長年の大懸案であった農地転用許可権限の地方自治体への

移譲を始め、様々な現場の課題解決を実現した。今年度も引き続き強力がつつ着実に改革に取り組んでいく」との挨拶があった。

次に、森全国市長会会長の挨拶の後、藤原会長から「アベノミクスにより日本経済全体は着実に上向しているものの、地域経済が活力を取り戻すまでには至っていない状況の中、6月末に政府において決定された改訂『日本再興戦略』において「地方の活性化なくして、国全体の成長はなく、アベノミクスの成功もない。」として、ローカル・アベノミクスを推し進めるとされたことは非常に力強い。私も、今後とも地方創生に積極的に取り組み、農山村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、都市と共生していくなど、引き続き各般の事業を展開していくので、政府においても地方交付税等の一般財源総額を確保することにより、町村の財政基盤を強化するとともに、自由度の高い『新型交付金』などの創設により「ご支援願いたい」との挨拶があった。

その後、懇談に移り、白石副会長が、「地域資源を活用した地場産業の支援について、学校給食に地域の



▲発言を受けて返答する安倍総理大臣

資源を活用し、地場産業の振興をはかるとともに、積極的な全国展開をしていただきたい」と発言。引き続き、加藤副会長が、東日本大震災からの復興について、「①平成28年度以降も、被災町村が復旧・復興の加速化に向けて必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、復興財源の確実な確保を行うこと、②福島第一原子力発電所の汚染水問題を含み廃炉に向けた取り組みについて、国が前面に立ち安全かつ着実に取り組むこと、③除染について国の責任の下、迅速かつ確実に実施すること、④中間貯蔵施設について国が地権者へ説明を行い、早急に整備すること」を要請した。

それを受けて安倍総理大臣から、学校給食について、「政府として地場産物を安定的に生産、供給するための協議会の開催、新たなメニューの開発、調理講習会の開催等、各市町村の積極的な取り組みを支援してきたところであり、これら施策を通じて、学校給食における地場産業の利用、そして子ども達が地域への理解と愛着をもてるようにしていきたい」との発言があった。

また、被災地の復興について、「①平成28年度以降の5年間の復興支援の枠組みについては、事業規模を6・5兆円と見込んでおり、被災自治体が安心して復興に取り組めるよう配慮している、②福島第一原発の廃炉、汚染水対策については、先日記訂した『中長期ロードマップ』に基づいて、国と自治体で引き続き協力していく、③福島県内の避難地域の除染については、国直轄分及び市町村分とも、計画に基づき平成28年度までには除染が完了するよう加速化を図る、④福島県内に仮置きされている除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入については、地権者の理解を得るべく、現在、戸別訪問による説明を進めているところである」との返答があった。

地理的表示保護制度について

― 農林水産省 食料産業局 新事業創造課 ―

政策解説

GIの登録手続

まず、GIの登録申請を行い得るのは、生産業者個人ではなく、一定の要件(生産業者を構成員とする、加入の自由がある等)を満たす生産者団体である。また、登録し得る産品は、全ての食用に供される農林水産物、飲食品のほか、政令により指定された一定の非食用の産品(觀賞用の植物、畳表等)であるが、酒類、医薬品、化粧品等に該当するものは対象外である。

登録申請後は、形式的な事項に係る審査を経て、申請内容に係る公示が農林水産省のウェブサイトで行われ、当該公示の開始から3か月以内であれば、誰でも意見書を提出することができる。

当該意見書提出期間の終了後は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否に係る最終的な判断が下されることとなる。そして、登録の決定がされた場合には、申請内容の公示の際と同様に、農林水産省ウェブサイトにおいて登録産品の情報が公示される。

GI制度の目指すもの

- ④ 生産者は登録された団体への加入等により「地理的表示」を使用可能となる。すなわち、登録された産品の地理的表示は、地域共有の財産として地域の生産者全体で使用可能となる。

はじめに

平成27年6月、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)が施行され、地域で育まれた伝統と特性を有する地域ブランド産品の名称を地域共有の知的財産として保護する新たな制度である、地理的表示保護制度(以下GI制度)の運用が開始された。

GI制度導入の背景

我が国の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は厳しさを増しており、これを克服し、本来の活力を取り戻すために「攻めの農林水産業」を展開することが喫緊の課題となっている。農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在するが、これまでその価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産とし

て保護する制度は存在していなかった。このような状況を踏まえ、農林水産省が検討を重ねた結果、遂に昨年6月に地理的表示法が成立し、我が国の農林水産物・食品に係るGI制度が創設される運びとなった。

GI制度の大枠

GI制度は、登録された産品の品質に国がお墨付きを与え、当該産品の品質管理のチェックや、不正の取締りを行うことで、当該産品の品質やブランド価値の維持向上を図るという点に特色がある。

より具体的には、次の4つのポイントが挙げられる。



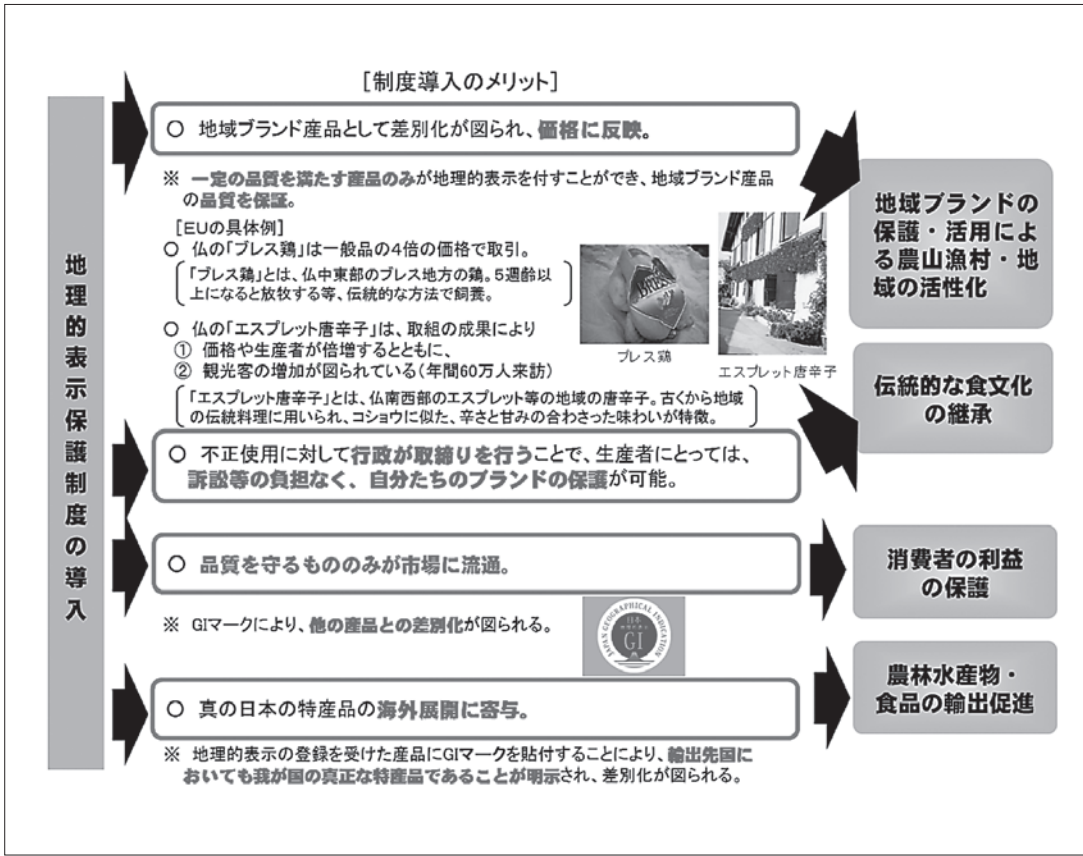
■図1 GIマーク

大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式の感じられる金色を使用して日本らしさを表現している。

- ① 産品の名称である地理的表示を当該産品の生産地や品質等の基準とともに登録することで、産品の品質について国がお墨付きを与える。
- ② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、登録標章(GIマーク・図1参照)を付す。その結果、当該基準を守る産品のみが市場に流通することになるとともに、GIマークにより他の産品との差別化が図られることとなる。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取り締まる。その結果、訴訟等の費用の負担なく、地域のブランドを守る事が可能となる。

政 策

■図2 制度導入のメリット



GI制度導入・活用に伴うメリットと、それにより中・長期的に我が国の中で発現することを目指す効果としては、次の3つのポイントが挙げられる(図2参照)。

① GI制度に基づき、地域の製品の地理的表示が登録されることで、当該製品の品質の保証による、類似製品との差別化が図られ、製品の価格向上が期待できる(先んじ

てGI制度を導入しているEUの調査によれば、農林水産物・食品の地理的表示の付加価値は通常品より約1・5倍高いとされる。)。この結果、将来的に地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化につながることを期待される。

② GI制度に基づき、不正使用を国が取り締まることで、訴訟の負担がないブランドの保護が可能になる。商標制度のように、権利者自らがブランド価値を毀損する恐れのある不正使用に対応しなければならぬ場合とは異なり、GI制度では、地理的表示を地域共通の財産として国が保護していくため、ブランド製品の生産者の負担が相対的に軽減することとなる。この結果、地域の伝統的な産品に係るブランド価値の保護が適切に図られ、ひいては伝統的な食文化の継承にも寄与できるものと考えている。

③ 地理的表示が登録されると、生産地や生産方法等に係る基準を守る産品にしか当該表示を付すことが出来なくなる上に、消費者も、名称と共に付されたGIマークによって登録産品とそうでない産品とを容易に識別できるようになる。このことは、ひいては消費者の利益

にもつながると考えられる。

④ GI制度に基づき登録された産品には、地理的表示の他にGIマークを付すこととなるが、このマークが目印となり、当該産品が輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示され、同種他産品との差別化が図られることとなる。このことは、将来的に農林水産物の輸出促進につながり得るものと考えられる。

申請を検討する場合のサポート体制

農林水産省では、GI制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として、「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」(GIサポートデスク)を平成27年5月から(一社)食品需給研究センターに設置している。

この「GIサポートデスク」では、9ヶ所のブロック支援窓口(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄)を整備しており、各ブロックを担当するブロック統括アドバイザー(地域産品の特許、商標、意匠や生産行程管理の知識、地域産品を活用した商品開発等の実績を有する専門家)を配置している。

政 策

また、今後、全国47都道府県で、登録申請手続の手順紹介や専門家による個別相談を内容とする説明会を開催予定となっている。GIサポートデスクをGI制度を用いた農林水産物・食品等のブランド化にお役立っていただきたい。

●電話番号でのお問合せ先

0120-9541206

受付時間 平日10時00分～17時00分

※平日の12時00分～13時00分

土曜日・日曜日・祝日

夏期（8月12日～8月17日）

年末年始の休業期間を除く

●インターネットでのお問合せ先

<http://www.fmic.or.jp/gidesk/>

参考資料

GI制度について詳しく知りたいという場合は、①のウェブサイトから、各種資料等をダウンロードすることができる。

特に「地理的表示活用ガイドライン」については、GI制度を活用した産地戦略の策定を支援する方々のために策定したものである(②のURLにてダウンロード可能)。地域で制度の活用を考える際には是非活用いただきたい。

また、①のウェブサイトでは、今後、登録申請の公示や、登録された製品の公示に関する情報提供を行うべく所存であり、個別製品の登録申請状況等に御関心がある場合は、適宜御参照いただきたい。

また、農林水産省では、新規の申請内容、登録内容や、今後開催される説明会の情報等を配信する「地理的表示メールマガジン」を開設している。配信を希望される場合は、③のURLにて登録できるので、ぜひ御検討いただければ幸いです。

①地理的表示に関する農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

②地理的表示活用ガイドライン

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/pdf/doc14.pdf

③地理的表示メールマガジン登録用URL

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>
バックナンバーはhttp://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

●無事故による割引で新規から **42%(保険料)割引**

・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。

●集団扱年一括払いによる割引で更に **5%割引**

保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)



0120-731-087
FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | (損害保険ジャパン日本興亜株式会社) は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

情 報

表(1) 建物共済受託実績

区 分	平成26年度	平成25年度	比較増減	増減率
件 数	381,417件	375,789件	5,628件	1.5%
共済責任額	31,512,789,277千円	31,100,992,564千円	411,796,713千円	1.3%
収入分担金	6,167,640,230円	6,073,158,477円	94,481,753円	1.6%

表(2) 建物共済罹災状況

区 分	平成26年度	平成25年度	比較増減	増減率
件 数	5,282件	4,963件	319件	6.4%
支払共済金	4,633,005,181円	4,240,190,528円	392,814,653円	9.3%
損 害 率	75.1%	69.8%	5.3%	—

(注) △印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

用 途 別	件 数	支払共済金	損 害 率
学校関係施設	1,091件 (20.7%)	603,423,920円 (13.0%)	9.8% (44.5%)
役場関係施設	424 (8.0)	190,816,095 (4.1)	3.1 (46.8)
医療関係施設	67 (1.3)	49,990,214 (1.1)	0.8 (22.7)
住宅施設	355 (6.7)	176,553,650 (3.8)	2.8 (36.7)
社会教育・文化施設	568 (10.8)	209,804,465 (4.5)	3.4 (22.9)
福祉関係施設	403 (7.6)	299,445,849 (6.5)	4.9 (54.0)
体育・レクリエーション施設	702 (13.3)	678,950,523 (14.7)	11.0 (80.8)
環境衛生施設	799 (15.1)	1,089,801,343 (23.5)	17.7 (158.3)
その他の施設	873 (16.5)	1,334,219,122 (28.8)	21.6 (194.3)
合 計	5,282 (100.0)	4,633,005,181 (100.0)	75.1 (—)

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、() は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況等

区 分	過年度罹災支払額	平成26年度
件 数	91件	— 件
災害見舞金給付額	17,904,166円	— 円
未 払 費 用	— 円	164,941,136円
合 計	17,904,166円	164,941,136円

罹災件数は五、二八二件で、前年度より三一九件(同六・四%)の増となり、支払共済金は前年度より三億九、二八二万九千九百三十三円(同九・三%)の増の四億三、三〇〇万九千九百三十三円となった。なお、収入分担金六一億六、七六四万九千九百三十三円(同九・三%)の増となつた。

3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は、表(3)のとおりである。

罹災件数は学校関係施設が最も多く、支払共済金及び用途別の損害率においてはその他の施設が最も高くなつてゐる。

4、支払備金
既発生事故であつて共済金が未請求となつてゐるものについては、損害共済金を概算見積りのうえ、二七億二、二〇三万九千九百三十三円を本年度支払備金として計上した。

5、異常危険準備金
風水災、地震・津波等の巨大災害リスクに

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によつて生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営

建物災害共済事業

の委託)の規定に基づいて、実施し、現在に至つてゐる。

この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件の加入推進に努めて

本年度の共済基金分担金収入六一億六、七四四万九千九百三十三円(同九・三%)の増となつた。収入分担金は六一億六、七六四万九千九百三十三円(同九・三%)の増となつた。収入分担金は六一億六、七六四万九千九百三十三円(同九・三%)の増となつた。

2、罹災状況
本年度の罹災状況は、表(2)のとおりである。

一般財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行つてゐる。平成二十七年六月十七日開催の理事会の承認を得、同日の定時評議員会において、平成二十六年事業報告及び決算について報告したので、次のとおりその概要を公表する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第十八条の「地方自治法第二六三条の二の第二項に定める事業の経営状況の通知等は、「町村週報」に掲載する」との定めによるものである。

平成二十六年 公有物件災害共済事業の概要報告

一般財団法人全国自治協会

を行つた結果、当期一般正味財産増減額は一四億三、八七五万九千九百三十三円となった。

本年度の受託及び罹災状況等は、次のとおりである。

1、受託状況

本年度の受託実績は、表(1)のとおりである。

受託件数は三八一、四一七件で、前年度比五、六二八件(同一・五%)の増となつた。また、共済責任額は前年度比四、一一七億九千九百三十三円(同九・三%)の増となつた。収入分担金は六一億六、七六四万九千九百三十三円(同九・三%)の増となつた。

情 報

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末未償還元金
平成20年度	99件	1,879,300千円	1,600,446千円	278,854千円
平成21年度	82件	1,633,900千円	1,123,404千円	510,496千円
平成22年度	81件	1,674,900千円	930,384千円	744,516千円
平成23年度	88件	1,957,200千円	723,280千円	1,233,920千円
平成24年度	82件	1,631,000千円	300,286千円	1,330,714千円
平成25年度	71件	1,515,700千円	0千円	1,515,700千円
平成26年度	66件	945,600千円	0千円	945,600千円
合 計	569件	11,237,600千円	4,677,800千円	6,559,800千円

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車両共済	賠償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成26年度	台 数 109,665台 収入分担金 1,267,598,980円	113,961台 973,833,320円	113,790台 541,621,340円	337,416台 2,783,053,640円
平成25年度	台 数 110,150台 収入分担金 1,265,817,610円	113,922台 966,620,620円	113,688台 542,058,850円	337,760台 2,774,497,080円
比較増減(%)	台 数 △485台 (△0.4%) 収入分担金 1,781,370円 (0.1%)	39台 (0.0%) 7,212,700円 (0.7%)	102台 (0.1%) △437,510円 (△0.1%)	△344台 (△0.1%) 8,556,560円 (0.3%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車両共済	賠償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成26年度	件 数 7,553件 支払共済金 1,237,350,432円 損 害 率 (97.6%)	2,023件 364,421,547円 (37.4%)	132件 46,232,736円 (8.5%)	9,708件 1,648,004,715円 (59.2%)
平成25年度	件 数 7,382件 支払共済金 1,137,955,139円 損 害 率 (89.9%)	2,105件 348,659,037円 (36.1%)	160件 129,069,097円 (23.8%)	9,647件 1,615,683,273円 (58.2%)
比較増減(%)	件 数 171件 支払共済金 99,395,293円 損 害 率 (7.7%)	△82件 15,762,510円 (1.3%)	△28件 △82,836,361円 (△15.3%)	61件 32,321,442円 (1.0%)

(注) 損害率=支払共済金/収入分担金 △印は減を示す。

本年度の共済基金分担金収入二七億八、三〇五万余円等を含む経常収益合計は、三二億八、〇三九万余円で、共済金一六億四、八〇〇万余円等を含む経常費用は、二六億七、三七七万余円となり、異常危険準備金の繰入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は、二億九、八七七万余円となった。

本年度の受託及び損害状況等は、次のとおりである。

1、受託状況
本年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二七億八、三〇五万余円で前年度実績に比し、八五五万余円(〇・三%)の増となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一〇九、六六五台で前年度比四八・五

台(〇・四%)の減、収入分担金一二億六、七五九万余円で、前年度比一七八万余円(〇・一%)の増となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一・三、九六一台で前年度比三九台(〇・〇%)、対人賠償共済一・三、七九〇台で、前年度比一〇二台(〇・一%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済九億七、三三八万余円で前年度比七二一万余円(〇・七%)の増、対人賠償共済は五億四、一六二万余円で、前年度比四三万余円(〇・一%)の減となった。

2、損害の状況
本年度の損害状況は、表(7)のとおりである。

損害件数は車両共済で七、五五三件、前年度比一七一件の増、対物賠償共済は二、〇二三件、前年度比八二件の減、対人賠償共済は一三三件で前年度比二八件減少した。

また、損害率においては前年度に比べ、車両共済が七・七%増加、対物賠償共済は一・三%増加、対人賠償共済は一・五・三%減少した。

3、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積りの上、本年度支払備金として八七〇件、二億九、九九六万余円を計上した。

4、異常危険準備金
大事故支払リスクに備えるため、四四億五、二八八万余円を異常危険準備金として計上した。

5、諸積立金
本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)および運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は、一二五億二、六〇七万余円となり、その内訳は、基金積立金四六億六、〇九〇万余円、運営準備積立金七億八億六、五一六万余円である。

備えるための異常危険準備金は一〇六億一、七七八万余円となった。

6、災害見舞金
災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、本年度においては、表(4)のとおりである。

7、諸積立金
本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は三三六億五、六〇三万余円となり、その内訳は、基金積立金三二五億一、七九〇万余円、運営準備積立金十一億三、八一二万余円である。

8、消防設備資金融資
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のと

おりである。

自動車損害共済事業
自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によつて生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二二六条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足し、現在に至っている。この間、共済委託町村並びに各都道府県町村会のご理解と多大な協力を得て事業を実施するとともに、事故によつて生ずる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化をはかり、早期かつ適正な解決に努めている。

本年度の共済基金分担金収入二七億八、三〇五万余円等を含む経常収益合計は、三二億八、〇三九万余円で、共済金一六億四、八〇〇万余円等を含む経常費用は、二六億七、三七七万余円となり、異常危険準備金の繰入等を行った結果、当期一般正味財産増減額は、二億九、八七七万余円となった。

本年度の受託及び損害状況等は、次のとおりである。

1、受託状況
本年度の受託実績は、表(6)のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二七億八、三〇五万余円で前年度実績に比し、八五五万余円(〇・三%)の増となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一〇九、六六五台で前年度比四八・五

台(〇・四%)の減、収入分担金一二億六、七五九万余円で、前年度比一七八万余円(〇・一%)の増となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一・三、九六一台で前年度比三九台(〇・〇%)、対人賠償共済一・三、七九〇台で、前年度比一〇二台(〇・一%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済九億七、三三八万余円で前年度比七二一万余円(〇・七%)の増、対人賠償共済は五億四、一六二万余円で、前年度比四三万余円(〇・一%)の減となった。

2、損害の状況
本年度の損害状況は、表(7)のとおりである。

損害件数は車両共済で七、五五三件、前年度比一七一件の増、対物賠償共済は二、〇二三件、前年度比八二件の減、対人賠償共済は一三三件で前年度比二八件減少した。

また、損害率においては前年度に比べ、車両共済が七・七%増加、対物賠償共済は一・三%増加、対人賠償共済は一・五・三%減少した。

3、支払備金
既発生事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積りの上、本年度支払備金として八七〇件、二億九、九九六万余円を計上した。

4、異常危険準備金
大事故支払リスクに備えるため、四四億五、二八八万余円を異常危険準備金として計上した。

5、諸積立金
本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)および運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は、一二五億二、六〇七万余円となり、その内訳は、基金積立金四六億六、〇九〇万余円、運営準備積立金七億八億六、五一六万余円である。

情 報

表1 貸借対照表

平成27年3月31日現在 (単位：千円)

Table with 2 columns: Category (Assets, Liabilities, Net Assets) and Amount. Rows include 1 流動資産, 2 固定資産, 1 共済契約準備金, 2 流動負債, 1 出資金, 2 法定準備金, 3 地震等災害見舞金積立金, 4 当期末処分剰余金, 純資産計, 合計.

(千円未満切り捨てのため、合計額があわない場合がある。)

表2 損益計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (単位：千円)

Table with 2 columns: Category (Income, Expenses) and Amount. Rows include 1 共済掛金, 2 共済契約準備金戻入, 3 資産運用収益, 4 事務手数料収入, 5 雑収入, 1 支払共済金, 2 見舞金等, 3 管理費及び諸経費, 4 共済契約準備金繰入, 5 資産運用費用, 経常剰余金, 法人税等, 法人税等調整額, 当期剰余金.

(千円未満切り捨てのため、合計額があわない場合がある。)(注) △印は減を示す。

表3 平成26年度剰余金処分

(単位：千円)

Table with 2 columns: Category and Amount. Rows include 1 当期末処分剰余, 2 当期処分額 (事業の利用分量に応ずる割戻金, 地震等災害見舞金積立金), 3 次年度繰越剰余金.

表4 組合加入状況

Table with 4 columns: Category, Personnel, Number of Members, and Contribution. Rows include 平成26年度, 平成25年度, 比較増減, 増減率, 平成24年度, 平成23年度.

(注) △印は減を示す。出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)637,610円を含む。

表5 火災共済加入状況

Table with 4 columns: Category, Policy Count, Contract Count, and Premium. Rows include 平成26年度, 平成25年度, 比較増減, 増減率, 平成24年度, 平成23年度.

(注) △印は減を示す。

表6 風水雪害特約共済加入状況

Table with 4 columns: Category, Policy Count, Contract Count, and Premium. Rows include 平成26年度, 平成25年度, 比較増減, 増減率, 平成24年度, 平成23年度.

(注) △印は減を示す。

二十六年 成 町村職員生活協同組合 自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成二十六年事業概要および決算については、本年六月十七日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、消費生活協同組合法に準拠した職域生協として設立し、昭和29年4月より火災共済事業を開始した。また、町村職員の保有の自動車による不慮の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担に備えるため昭和42年4月より自動車共済事業を実施している。

の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することにより最大の努力を傾注し、今日に至っている。平成26年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比994人(0.6%)の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より1、776件(2.0%)の減となり、共済掛金も前年度比1、912万9千円(1.5%)の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より252件(0.9%)の増となり、共済掛金は前年度比51.8万9千円の増となった。

自動車共済事業では、契約台数は前年度比2、568台(1.3%)の減となり、共済掛金は8、597万9千円(1.6%)の減となった。一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比71件(13.8%)の減となり、共済金合計においても7、012万9千円(20.1%)の減となった。また、風水雪害特約共済金の給付については前年度比26件(16.6%)の増となり、共済金合計においては1、892万9千円(11.2%)の減となった。さらに、災害見舞金の給付件数については、前年度49件に比し34件、災害見舞金にして69.9万円の給付があった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比584件(7.9%)の減となり、共済金合計においては2、719万9千円(1.4%)の減となった。よって、本年度における剰余金をもつて事業利用分量割戻金は、火災共済が26.8%、風水雪害特約共済は17%、自動車共済は25.2%となる見込みである。

表7 自動車共済加入状況

区 分	契約台数	共済掛金
平成26年度	194,592台	5,190,582,000円
平成25年度	197,160	5,276,626,240
比較増減	△ 2,568	△ 86,044,240
増減率	△ 1.3%	△ 1.6%
平成24年度	199,490	5,365,426,000
平成23年度	202,461	5,449,750,800

(注) △印は減を示す。

表8 火災共済金支払状況

区 分	火災共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		失火見舞費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成26年度	584件	242,482,516円	589件	29,969,526円	141件	5,993,554円	2件	800,000円	279,245,596円	22.4%
平成25年度	513	307,094,317	515	33,897,812	161	7,408,900	3	965,079	349,366,108	27.6
比較増減	71	△ 64,611,801	74	△ 3,928,286	△ 20	△ 1,415,346	△ 1	△ 165,079	△ 70,120,512	△ 5.2
増減率	13.8%	△ 21.0%	14.4%	△ 11.6%	△ 12.4%	△ 19.1%	△ 33.3%	△ 17.1%	△ 20.1%	-
平成24年度	620	438,222,088	622	41,554,470	221	8,812,279	1	58,000	488,646,837	37.8
平成23年度	502	337,228,561	503	34,822,007	174	9,496,316	3	778,000	382,324,884	29.0

(注) △印は減を示す。

表9 風水害特約共済金支払状況

区 分	特約共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成26年度	183件	128,939,639円	185件	19,601,330円	37件	981,430円	149,522,399円	44.8%
平成25年度	157	144,717,807	157	22,090,892	58	1,639,717	168,448,416	51.2
比較増減	26	△ 15,778,168	28	△ 2,489,562	△ 21	△ 658,287	△ 18,926,017	△ 6.4
増減率	16.6%	△ 10.9%	17.8%	△ 11.3%	△ 36.2%	△ 40.1%	△ 11.2%	-
平成24年度	187	170,477,736	188	24,688,093	89	5,511,103	200,676,932	62.7
平成23年度	152	241,646,213	153	32,475,047	56	2,436,787	276,558,047	87.7

(注) △印は減を示す。

表10 見舞金支払状況

区 分	件 数	見 舞 金	一件当りの見舞金
平成26年度	34件	6,991,000円	205,618円
平成25年度	49	13,487,000	275,245
比較増減	△ 15	△ 6,496,000	△ 69,627
増減率	△ 30.6%	△ 48.2%	△ 25.3%
平成24年度	203	40,749,000	200,733
平成23年度	2,348	1,043,765,500	444,533

(注) △印は減を示す。

表11 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
平成26年度	6,248件	1,357,336,979円	706件	511,010,069円	6,954件	1,868,347,048円	36.0%
平成25年度	6,685	1,392,966,153	707	502,571,012	7,392	1,895,537,165	35.9
比較増減	△ 437	△ 35,629,174	△ 1	8,439,057	△ 438	△ 27,190,117	0.1
増減率	△ 6.5%	△ 2.6%	△ 0.1%	1.7%	△ 5.9%	△ 1.4%	-
平成24年度	6,964	1,423,079,186	743	761,640,186	7,707	2,184,719,372	40.7
平成23年度	7,146	1,421,802,234	737	587,982,368	7,883	2,009,784,602	36.9

(注) △印は減を示す。

表12 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	金 額	金 額
平成26年度	35件	1,050,000円	5件	500,000円	40件	1,550,000円
平成25年度	43	1,290,000	7	700,000	50	1,990,000
比較増減	△ 8	△ 240,000	△ 2	△ 200,000	△ 10	△ 440,000
増減率	△ 18.6%	△ 18.6%	△ 28.6%	△ 28.6%	△ 20.0%	△ 22.1%
平成24年度	41	1,230,000	5	500,000	46	1,730,000
平成23年度	34	1,020,000	6	600,000	40	1,620,000

(注) △印は減を示す。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

北海道町村会は5月28日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(5月28日就任)

北海道町村会長

白糠郡白糠町長

棚野 孝夫

昭和24年11月14日生

【住所】白糠郡白糠町庶路基線5番地62

【町村長としての当選回数】5回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和45年4月釧路日産自動車(株)▽昭和53年12月(有)棚野商会▽昭和58年

青森県町村会は6月18日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(6月19日就任)

青森県町村会長

上北郡六戸町長

吉田 豊

昭和25年3月28日生

【住所】上北郡六戸町大字下吉田字米沢8番地

【町村長としての当選回数】6回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和62年5月六戸町議会議員▽平成7年5月六戸町議会副議長▽平成7年8月六戸町議会議員▽平成8年1月六戸町長

5月白糠町議会議員▽平成元年3月(有)棚野商会代表取締役▽平成8年6月白糠町長



【町村会関係の経歴】▽平成16年5月北海道町村会理事▽平成18年11月北海道町村会常任理事▽平成21年4月北海道町村会副会長▽平成23年5月北海道町村会理事



【町村会関係の経歴】▽平成15年6月青森県町村会土木商工委員会委員長▽平成18年3月上北郡町村会会長▽平成19年6月青森県町村会監事▽平成21年6月青森県町村会副会長▽平成26年8月青森県町村会副会長▽平成27年4月青森県町村会会長職務代理者

【主な業績】▽下水道管理センター完成▽公共下水道、合併処理浄化槽整備▽総合給食センター完成▽小中学校校舎改築▽ふるさと教育の推進▽防災機能を有した小中学校及び認定こども園新設▽中学生までの医療費無料化▽小中高一貫教育▽特別養護老人ホーム及び町立国民健康保険診療所の公設民営化▽生き生き外出支援補助事業(タクシー運賃補助)▽国際パークゴルフ協会認定「しらぬかパークゴルフイン

補助事業、若者定住支援事業▽子ども医療費助成事業、小・中学校耐震化事業▽全町コミュニティバス導入、ふれあいの郷づくり事業▽七百中学校建替事業、開知小学校建替事業▽財務会計電子決裁導入、電子投票導入

【趣味】庭管理

【家族】妻

休刊のお知らせ

7月27日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第2928号は8月3日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

チャロ」完成▽北海道立広域公園の推進▽太陽のまち定住奨励助成事業▽家畜環境対策(異臭対策)▽企業誘致(メガソーラー発電施設、木質バイオマス発電施設)▽ふるさとエコ&クリーンしらぬか▽自衛隊の活用によるエソシカ捕獲事業▽地震・津波ハザードマップ作成▽海岸防災林整備▽防災行政無線ネットワーク構築▽ヤナギ100ha栽培作戦inしらぬか事業▽しそ栽培事業▽産業用大麻(ヘンプ)の事業

【趣味】ジョギング、ゴルフ

【家族】妻

何かと面倒な相続手続き、
お手伝いいたします。

遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250

ご利用時間/平日:土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)
(回線がつかまりましたら 0120 を押してください。)



情 報

新任都道府県町村会長の略歴

愛知県町村会は6月12日の理事会で次の通り会長を選出した。

(6月17日就任)

愛知県町村会長
海部郡飛島村長

久野 時男

昭和22年5月5日生



【住所】海部郡飛島村竹之郷一丁目99番地

【町村長としての当選回数】4回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和

42年飛島村役場▽昭和55年社会教育課

長兼公民館長▽昭和57年教育委員会事

務局長▽平成7年税務課長▽平成8年

議会議務局長▽平成12年4月飛島村長

【町村会関係の経歴】▽平成17年愛知

県町村会監事▽平成19年愛知県町村会

副会長▽平成21年愛知県町村会理事

【主な業績】▽飛島村小中一貫教育校

飛島学園建設開校▽飛島村かれあいの

郷建設▽津波避難施設の建設▽新規住

宅地開発▽アメリカ合衆国リオビスタ

市との姉妹都市提携▽18歳の年度末ま

での医療費無料化▽児童養育奨励事業

▽長寿奉祝金支給事業▽高齢者等支援

事業▽児童クラブ開設▽大宝排水機場

保存館の整備▽飛島バス運行整備

【趣味】読書、写真

【家族】妻、長男夫婦、孫

鳥取県町村会は6月30日の総会で次の通り会長を選出した。

(7月1日就任)

鳥取県町村会長

八頭郡若桜町長

小林 昌司

昭和20年3月16日生



【住所】八頭郡若桜町屋堂羅2003番地1

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭

和38年4月若桜町職員▽平成12年10月

若桜町教育長▽平成18年2月若桜町長

【町村会関係の経歴】▽平成23年鳥取県東部町長会会長▽同年鳥取県町村会副会長

【主な業績】▽小中一貫教育校「若桜学園」開校▽給食センターの新築▽給食費半額助成▽こども園開園▽保育料無償化▽高校生定期代助成▽「若桜鉄道」公有民営上下分離方式導入▽道の駅建設▽鹿猪等解体処理施設建設▽木質バイオマス事業による公共施設冷暖房化▽光ファイバー情報通信基盤整備事業▽おためし住宅・若者向け住宅建設▽韓国平昌郡との交流

【趣味】読書、散策

【家族】妻

佐賀県町村会は5月7日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(5月28日就任)

佐賀県町村会長

三養基郡みやき町長

末安 伸之

昭和31年7月20日生



【住所】三養基郡みやき町大字猿原4230

【町村長としての当選回数】6回

【町村長に就任するまでの経歴】▽昭和54年3月社会法人野菊の里▽平成3

年4月中原町議会議員▽平成5年12月

中原町長▽平成17年4月みやき町長

【町村会関係の経歴】▽平成17年4月

三養基郡町村会会長▽平成18年4月佐

賀県町村会副会長

【主な業績】▽PFI方式による新婚

世帯・子育て支援住宅建設▽子ども

いじめ・体罰等の防止条例制定▽義務

教育施設整備事業(普通教室への電子

黒板設置、タブレット配置)▽児童館

建設▽官民連携による産前・産後サ

ポート事業の推進

【趣味】囲碁・スポーツ

【家族】母・妻・子・孫

◎ 町村週報のご購読 ◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kouhou@zsk.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

町村 ぶ当地キャラじまん

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

Vol.2

関東・甲信越
エリア



ぶ当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているぶ当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、関東・甲信越エリアからピックアップ。

※今回紹介するぶ当地キャラは、9月に開催される「町イチ！村イチ！2015」に参加予定です。

「道の駅」としては、栃木県内第1号の「道の駅もてぎ」や真岡鐵道茂木駅、各種イベントなどに現れて、町民や観光客のみなさんと交流しています。ゆずを始めとした、町特産品のいちご、ブルーベリー、えごま、そば、お米などのPRのほか、「ゆずも首領」や「ゆずも体操」で、健康増進にも貢献しています。

その姿かたちから、「ピーナッツ？」とよく間違えられてしまいますが、ゆずの木でのんびり昼寝をしていたら、収穫され、絞られてしまったがゆえの体型で、本人は「スタイルが良くなってラッキー！」と思ってるようです。

町のマスコットキャラクターとして誕生した、ゆずの妖精の男の子。「茂木町を世界の人に知らしめる」ことを野望としています。

ゆずも

栃木県茂木町

もてぎマスコットキャラクター



11月23日生まれ。優しくてのんびりで、おっちょこちょいだけどがんばり屋さん。特技は、軽トラックを運転して、「おいしいもの」を探すこと。twitterで情報発信中。

多古の新米かあさん

ぶつくらたま

千葉県多古町

町村合併60周年の節目に、全国に公募して誕生した「みんなに愛されるお米の妖精」という設定のキャラクター。癒し系キャラで、「ぶつぶつぶ」とよく笑つ、おらかな性格の「新米かあさん」です。

町で生まれ育ち、おばあちゃん子だったため、「あんだやあんだや（あらあら、どうしたの）や」「おあがんさいまじ」といった古くから伝わる「多古ことば」を使ったり、町の歴史や偉人、農産物のことなどにとっても詳しいとか。そんな知識の深さと人なつこくて、誰とでもすぐ仲良くなれる性格から、町の魅力を町内外に発信する大役を担っています。

町のウォーキングマップ「たごるんぼ」を活用して、「あじさい遊歩道」などを散歩しながら、常に町の魅力を探求しています。



4月1日生まれ。すっぴんと新米かあさんなので、年齢はひみつ。多古米が好きで、特に「ママトイモ」のころはほんとにお寿司が大好き。米づくりに農家の夫や子どもがいる。

アカマツの妖精

まっくん

長野県南箕輪村



1994年生まれ。EXILEのMAKIDAIさんに教わった「まっくんターン」が得意。過去に「ゆるキャラグランプリ」で全国最下位だったこともあるが、今はプロカーとして活躍中。

100年以上も昔、大芝高原の植林がきっかけで、植物や動物を大切に、村の発展を願った村民たち。その思いから生まれたアカマツの妖精が姿となって現れたのが、「まっくん」です。いつも明るく元気なキャラクターで、子どもが大好き。とうもろこしによく間違えられますが、まっくんがモチーフなのです。

誕生時は、大芝高原のイメージキャラクターでしたが、のちに村のキャラクターとなりました。

森林セラピー®セラピーロード認定の「大芝高原みんなの森」にすんでいて、大芝高原温泉に入ることウォーキングが趣味。好物の大芝高原味工房のジェラートのほか、わさび、行者にんにく、アスパラガスなどの特産品をPRしたり、小学校や保育園などに出かけ、子どもたちとのふれあいも大切にしています。

今回は、中部・近畿エリアをご紹介します

随 想

想

随

やっぱり、田舎はいいぞ！

埼玉県美里町長 原田 信次



私の家は代々農家です。当町は、世界遺産に指定された富岡製糸場にも近く、大変養蚕が盛んでした。我が家も蚕が始まると、台所と寝る所を残し、全ての建物が蚕室になりました。

養蚕では先が見えず、4年制学部へ編入、さらに先が見えなくなつて卒業時は就職を選択しました。

私の記憶では埼玉県で収穫量が十本の指に入る程の農家だったようで、かいこあげ（蚕を繭をつくる場所に移す作業）には近所のおばちゃん十数人が手伝いに駆けつけ、あっという間に終わっていました。ある程度の農業収入があったのでしよう、物心ついた頃には父から「農家はいいぞ、大きくなったら農業をやれー」と洗脳されて育ちました。

美里町は、埼玉県の県北、群馬県に近い田園の広がる農村です。早くから農地の区画整理に着手し、ほぼ全域が農業振興地域です。昭和40年代の養蚕ピーク時は農地の七割弱が桑園でした。冬期は近隣市への建設や工場への出稼ぎ、春から秋は養蚕という農家が多く、養蚕衰退後は、施設栽培への移行もうまくいかず会社勤めが多くなり、専業農家は激減しています。

迷うことなく農業高校へ進学、ところが、輸入生糸増で価格は下落。父は農協の常勤理事になり、まずは考える時間が欲しくて推薦で入れた農業系短大へ進学、卒業する頃には

平成に入り、耕作放棄地と化した桑園を転換すべく、果樹、特にブルーベリーを町が農家負担なしで強力に推奨し、植栽面積では日本一となりました。

話を元に戻します。私の就職後数年で父も農協を辞めて農業に従事、

繁殖和牛、露地野菜、米麦と年間を通して働いている割には所得が少ない。私も事情があつて勤めを辞め、認定農業者として数年間従事しましたが、単価の高いものを年間を通じて生産するか、効率的な大規模経営、またはその両方でないか安定経営は望めないと痛感しました。

町長の目で見ると、土地利用型農業なら大規模だし、集約型なら施設利用です。しかし、条件の悪い丘陵地や山間周辺部の農地は使われず、里山や用排水路の維持管理にまで目が届かない。大規模効率重視の経営だけでは、集落としての農村が置き去りにされてしまうと感じています。

農村が守ってきた山河や農地は効率では持続できない、人が丹精込めて守るべき遺産であり文化です。この遺産をどう守り、次の代に引き継ぐかが、今、問われています。

全国町村会で提唱した田園回帰は、効率だけじゃない、人が生活する場としての農村のあるべき姿を掲げ、大変心強く思います。

高齢化した団塊世代や働き盛りの町内外の人が、ひとときの安らぎを求めて農村に関わることで、人も地域も元気になって守られるならば、

一石三鳥にも四鳥にもなります。

当町でも団塊世代が続々と退職して地域に関わる方々が増えていきます。団塊世代は世の中の流行や思考をリードしてきた前例を覆すエネルギーを持った世代です。一旦、お金をかけずとも田舎が楽しめること、田舎の良さに火が付けば、多くの人たちが楽しんで田舎と関わる流行が生まれると期待しています。

さらに、農業や化学肥料を極力使わない作物なら、健康志向や良いものを少量食べたいと思う高齢層に好まれるのではないのでしょうか。東京に出るといつも感じていることがあります。

肩がぶつかるほどの人の多さに、「毎日が縁日だ！祭りはずっと終わる。我が町なら自然や人の絆を感じ、人間らしい生活が出来るのに！」と心の中で叫んでいます。

同時に、「わが町に住みたくなると思わせたい！」と決意を新たにします。諦めずに思うこと、思い続ける挑戦すること。

必ず突破口はあるはず！

第二の人生は農業と決めていきます。

やっぱり、田舎はいいぞ！

サマーポ
7億円

1等・前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマーポ
7千万

総売上額3000万円×110本
7000万円×110本の抽選

夏だ！祭りだ！
大盤振る舞い！！

2015年市町村振興宝くじ 7月8日(水) 同時発売

一般財団 法人全国市町村振興協会

発売期間
7月8日(水)～7月31日(金)
抽せん日:8月11日(火)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。